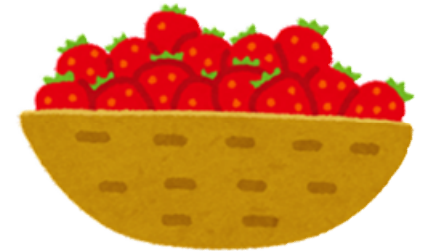


居宅介護支援



～実地指導結果に基づく運営の適正化について～

目次

- 1 指導の重点項目
- 2 まとめ



1 指導の重点項目

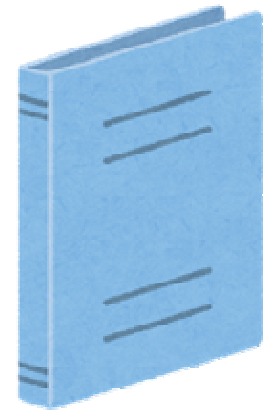
1. 義務化事項の徹底（虐待防止、BCP、感染症対策）
2. 適切な契約と同意（重要事項説明、個人情報）
3. ケアマネジメントプロセスの遵守（アセスメント、医療連携）
4. 記録の正確性（訪問時刻の記載、個別計画の徴収）



1.義務化事項の徹底(虐待防止、BCP、感染症対策)

(1-1)虐待の防止措置

- ・指針の整備:事業所独自の指針が作成されているか
- ・委員会の開催:定期的に行われ、記録を保管しているか
- ・担当者の選任:虐待防止責任者を定めているか



【指摘等助言ポイント】・・・根拠:基準条例 第30条の2(虐待の防止)
解釈通知 第2条第3項第22号(22 虐待の防止)

- ・指針を作成する際は、単にひな形を置くだけでなく、自所の体制に合わせて作成する。
- ・責任者についての記載や連絡先、委員会での役割分担表等については、指針やマニュアルに記載、または別紙として添付する。

1.義務化事項の徹底(虐待防止、BCP、感染症対策)

(1-2)虐待の防止措置～研修の徹底～

- ・全職員への研修:年1回以上の定期研修
- ・新規採用時の研修:採用後速やかに実施すること
- ・記録の保管:実施日時、参加者名、資料を保管



【指摘等助言ポイント】・・・根拠:基準条例 第30条の2(虐待の防止)
解釈通知 第2条第3項第22号(22 虐待の防止)

- ・実施した際は「研修報告書」だけでなく、当日配布した「資料」もセットで保管する。
- ・虐待防止の指針の整備、定期的な委員会の開催、年1回以上の研修の実施又は担当者の選任が行われていない場合、**減算(高齢者虐待防止措置未実施減算)**となる。

1.義務化事項の徹底(虐待防止、BCP、感染症対策)

(2)業務継続計画(BCP)の策定と訓練

- ・2種類の計画:感染症用と非常災害用
- ・訓練(シミュレーション)の実施:年1回以上
- ・具体的情報の整備:連絡先リストや備蓄品情報の記載



【指摘等助言ポイント】・・・根拠:基準条例 第22条の2(業務継続計画の策定等)
解釈通知 第2条第3項第14号(14 業務継続計画の策定等)

- ・計画を作るだけでなく、実際に機能するかを確かめる「訓練」が年1回以上必要。
- ・感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも可能。
- ・業務継続計画(BCP)を策定し、必要な措置を講じていない場合、**減算(業務継続計画未策定減算)**となる。

1.義務化事項の徹底(虐待防止、BCP、感染症対策)

(3)感染症の予防及びまん延防止

- ・指針の整備: 平常時と発生時の対応を明記
- ・感染対策委員会: 概ね6か月に1回以上の開催
- ・訓練の実施: 年1回以上



【指摘等助言ポイント】・・・根拠: 基準条例 第24条の2(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)
解釈通知 第2条第3項第16号

(16 感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- ・委員会は、基準では「概ね6か月に1回以上」の開催が義務付けられている。
- ・ただし、解釈通知では感染対策委員会は、**居宅介護支援事業所の従業者が1名**である場合は、**指針を整備**することで、委員会を開催しないことも差し支えない。
- ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが望ましい。

2. 適切な契約と同意（重要事項説明、個人情報）

(1) 重要事項説明と最新情報の反映

- ・報酬改定内容の反映：令和6年度改定後の単位数や体制を反映
- ・運営規程との整合性：営業日、営業時間、料金などの一致
- ・ウェブサイト掲載：重要事項の公表（原則義務化）



【指摘等助言ポイント】・・・根拠：基準条例 第7条（内容及び手続の説明及び同意）
第25条（掲示）

- ・報酬改定内容に基づき、説明・同意・交付を再度行う。
- ・運営規程と重要事項説明書の間で、職員の常勤・非常勤の記載や年末年始の休み、営業時間のズレ等、記載内容に不備がないか再点検する。
- ・令和7年4月より原則として重要事項をウェブサイト（事業所のHPや介護サービス情報公表システム）に掲載しなければならないとされているため、最新の情報を載せるように努める。

2. 適切な契約と同意（重要事項説明、個人情報）

（2）秘密保持と個人情報の同意

- ・家族情報の同意：利用者本人だけでなく、家族の同意も文書で得る
- ・同意書の適正化：代理人（代筆者）と家族代表者の欄を分ける
- ・続柄の記載：家族が署名した場合は必ず続柄を記載



【指摘等助言ポイント】・・・根拠：基準条例 第26条（秘密保持）

- ・サービス担当者会議で家族の情報を共有する場合、あらかじめ文書で家族の同意を得る必要がある。
- ・一律に家族代表者が代理者となることはできないことから、同意書の署名欄で「代筆者」と「家族代表」が同一になっているケースは適当ではない。
- ・重要事項説明書や個人情報同意書、契約書等に、同意する旨の文面及び代筆に係る文面、続柄の記載欄を設ける。

3. ケアマネジメントプロセスの遵守（アセスメント、医療連携）

(1) アセスメントの実施徹底

- ・更新・状態変化時の再実施：軽微な変更を除き、一連のプロセスを履む
- ・手順の遵守：担当者会議だけでなく、アセスメントを先行させる



【指摘等助言ポイント】・・・根拠：基準条例 第16条第1項第17号（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

- ・利用者が利用するサービスの変更を希望する場合や状態変化時、更新時等でプランを見直す場合、一連のケアマネジメント業務を行う。（軽微な変更を除く）

3. ケアマネジメントプロセスの遵守（アセスメント、医療連携）

(2) 第1表・第2表の記載のポイント

- ・生活援助中心型の理由：第1表に「やむを得ない事情」を具体的に記載
- ・目標の具体性：抽象的な表現を避け、解決可能な内容にする

【指摘等助言ポイント】・・・根拠：解釈通知 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
(居宅サービス計画書記載要領)

- ・第1表の生活援助中心型の算定理由は、一人暮らしでない場合、家族等の障害・疾病以外の「その他」の事情を簡潔明瞭に書く。
- ・目標については抽象的な言葉ではなく、誰にもわかりやすい具体的な内容で記載し、実際に解決が可能と見込まれるものにする。

3. ケアマネジメントプロセスの遵守（アセスメント、医療連携）

（3）医療連携の強化

- ・指示の確認：訪問看護等を位置づける場合、主治医の指示を確認
- ・主治医への交付：居宅サービス計画書を必ず主治医に交付する
- ・記録：意見を求めた経過を支援経過等に残す



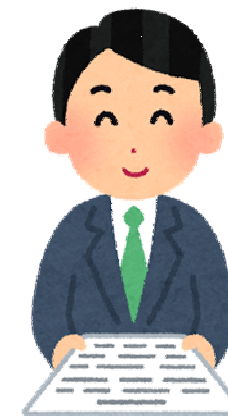
【指摘等助言ポイント】・・・根拠：基準条例 第16条第1項第9、22、23号（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

- ・医療サービスの利用を希望している場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めなければならない。
- ・作成したプランは必ず主治医に交付し、交付した日付を支援経過等に記録する。

4. 記録の正確性(訪問時刻の記載、個別計画の徴収)

(1) 個別サービス計画の徴収

- ・提出依頼: 各サービス事業所から計画書を必ず提出させる
- ・連動性の確認: 居宅プランと個別計画の整合性をチェック
- ・経過の記録: 提出がない場合の催促の経過を第5表等に記録



【指摘等助言ポイント】・・・根拠: 基準条例 第16条第1項第12号(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- ・個別サービス計画の提出を求めた後も、提出があるかを記録し、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認。

4. 記録の正確性(訪問時刻の記載、個別計画の徴収)

(2) 支援経過(第5表)への時刻記載

- ・訪問・面接の記録: 日付だけでなく、『時刻(開始・終了等)』を特定できるように記載
- ・正確な記録: 他資料(モニタリング記録表等)の日付と一致させる

【指摘等助言ポイント】・・・根拠: 解釈通知 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
(居宅サービス計画書記載要領)

- ・モニタリングやアセスメントの際、何時に訪問したのかを正確に記録する。

4. 記録の正確性(訪問時刻の記載、個別計画の徴収)

(3) ハラスメント対策と就業環境

- ・方針の明確化:利用者や家族からのハラスメントを防止する体制
- ・研修の実施:職員向け研修を行い、記録を残す



【指摘等助言ポイント】・・・根拠:基準条例 第22条 第3項、第4項(勤務体制の確保等)
解釈通知 第2条第3項第13号(13 勤務体制の確保)

- ・上司や同僚だけでなく、利用者や家族からのハラスメントも含めた対策方針を周知し、研修を実施する。
- ・研修を行った際には記録を残す。

2 まとめ

1. まとめと自己点検
2. 問合せ
3. アンケート提出について



2 まとめ

1. まとめと自己点検

- ・自主点検表の活用: 定期的に自所の状況を確認
- ・法令の熟読: 運営基準や解釈通知を常に参照
- ・専門性の向上: 利用者本位の自立支援に資するケアプラン作成



運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。
また、自主点検表を公開していますので、各事業所にて自己点検を行う際にご活用ください。

介護保険事業所指導・監査関係資料(自主点検表)URL

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/koreishafukushi_kaigo/7/8081.html



2 まとめ

2. 問合せ

- 指定、届け出について 介護保険課介護保険係
- 指導監査について 元気長寿課指導監査係



2 まとめ

3. アンケート提出について

動画の視聴後に、下記URLまたはQRコードよりアンケートフォームに進み、アンケートに回答していただきますようお願いいたします。

アンケートフォームURL

<https://logoform.jp/form/Be9Q/1502998>





ご視聴いただきありがとうございました

関係法令・資料等

○介護保険施設等運営指導マニュアル 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

○介護サービス関係Q&A 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(基準省令)

○藤岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(基準条例)

○介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について(解釈通知)

○介護報酬の解釈(指定基準編、単位数表編、QA・法令編)